

明治前期の学校衛生の検討 —「種痘」および学校環境衛生を中心として—

野村良和

The SCHOOL HEALTH early in the MEIJI ERA The REGULATION of the VACCINATION and ENVIRONMENTAL HYGIENE

Yoshikazu NOMURA

The word "School Health" was used in the Meiji era. But there is few study relating to the school health early in the Meiji era.

So, the aim of this study is to discuss the making process and the function of the regulations about the school health administration (the vaccination and environmental health) early in the Meiji era.

The findings from the study were as follows;

1. It is assumed that the regulation about vaccination in the "Gakusei" (the school education system) in 1873 was affected by the medicine in Germany.
2. It was the main function of the regulation of the vaccination in those days to take the place of the public health policies.
3. There were attentions about the environmental health of early in the Meiji era.

For example, there were in the standards of the school building in many districts, and in the subjective era "School Management" in the curriculum of the teachers school.

From these results, it is recognized that the concept of the "School Health" was not common in those days, but some aspects of the idea were actualized then.

I はじめに

わが国において「学校衛生」という用語が用いられるようになったのは、明治10年代からである。すなわち1880(明治13)年に大河本聴松がドイツ人グロースの「学校衛生論」(1878年)並びにエリスマンの「民間健全学」(1879年)を邦訳し、「学校衛生論」として出版して以来である。(尚、世界的には1877年にベルリン大学教授バギンスキーが「学校衛生学」を出版したのが最初である¹⁾。)

その後、教育界あるいは医学界において、徐々に「学校衛生」という用語が用いられるようになってきた²⁾。しかし必ずしも直ちにその概念や枠組み(内容や領域構成)が一般化したわけではない。

そこで当時の学校衛生を概観してみると、現今一般に考えられている学校保健とは、かなり様相が異なっている。総じて、「医学的学校衛生」、あるいは学校教育に対する医学面からの批判、と呼ばれている³⁾。すなわち現在のように、学校保健活動は、学校保健教育と学校保健管理の2領域に属するものに分けられるとの観点に立てば、管理面の施策が中心に講じられたと考えられている。しかし当時の教育施策の中には、児童生徒の健康に係わるものも少なくない。例えば養生口授や修身、あるいは理科系統の教科や体育等の教育内容の制定があげられる。しかしこれらは、学校保健領域の先行研究において学校衛生活動としては位置付けられていない。むしろ教育、体育、医学、公衆

衛生学等についての史的考察のなかで、断片的、あるいは副次的に取扱われていることが多い^{註2)}。更に学校保健領域の史的研究論考は、三島通良が活躍を始めた明治20年代以降に重点が置かれる場合が多い。しかし前述にも示すように学制制定時より、その内容から学校衛生施策と判断することができるものとして、①教育内容としての養生法の制定、②未種痘者の入学禁止制度、③学校建築に関する環境衛生面の配慮規定等がある。これらのうち、①はその後消滅し、内容的には理科系の教科あるいは修身の中で扱われることになった訳であるが、②と③については、その成立の経緯やその後の経過については、現在まで明らかにされていない。

そこで本稿では、明治前半期における上述のような学校衛生管理に係る諸策が制定される経緯、並びにその後の経過を明らかにすることを目的として、明治の初期からその取組みが開始された「種痘」並びに学校環境衛生に関する施策の検討を行った。尚後者については、1891(明治24)年に制定された「小学校設備準則」までの経過を検討した。

II 学校制度における「種痘」の位置付け

1. 天然痘対策の動向

痘瘡は推古天皇の時代に朝鮮よりわが国に侵入し、その後天平7年、奈良時代には2回、平安時代には実に28回もの流行があったといわれている。その後も都会では毎年のように、地方でも6~7年毎に流行を繰返したようであるが、時代と共に資料が乏しくなり、徐々にその実態は不明瞭になってきている。それは「恐らく誰でも一生に1回はかかるありふれた病気としてあきらめてしまい、あまり重要視しなかつたのであろう…」⁹⁾といわれている。

ここで明治前半期における痘瘡対策を公衆衛生の面から略記すると以下の通りである。

- 1870年 大学東校に種痘館を設置(翌年廃止)
「種痘館規則」により種痘施術者の資格を制定
- 1871年 大学東校に種痘局を設置し、種痘医の免許、痘苗の分与を規定
(文部省布達無號)
- 1872年 種痘免許を地方官限りとする(文

部省布達29號)

- 1874年 東京に牛痘継所設置、各府県に分布(文部省布達20號)
「種痘規則」を制定(文部省布達27號)種痘医、種痘方法の取扱い整備、種痘実施数の報告、種痘済症の交付規定等について制定
- 1876年 「種痘規則」を「種痘医規則」に改正(内務省布達甲8)
「天然痘豫防規則」を制定(内務省布達甲16號)わが国で初めての強制種痘制度^{註3)}、1880年「伝染病豫防規則」を制定(太政官布告第34號)
- 1885年 「種痘医規則」と「天然痘豫防規則」を整理統合して「種痘規則」を制定

以上の経過において、1876年の強制種痘制度が実施される以前は、あまりその成果をあげていなかったといえる。このことは、わが国における種痘方法が欧米に比べかなり遅れをとっていたため、その効果自体があまり期待できなかったことも大きく関係している⁴⁾⁵⁾。

このような状況にも拘らず、あえて学校教育制度の中に「種痘」の問題を持込んだ理由を明らかにするためには、学制の制定経過と対照させることが必要である。

2. 「学制」における「種痘」の規定

「学制」は1872(明治5)年8月に第1章から第109章まで布達され、翌年6回に分けて、110章から213章までの合計79章が追加されると同時に、部分的な修正が行われ一応完成した。その追加の概要は、以下の通りである。

- 3月18日 110~159章 海外留学生規則、神官僧侶学校の件
- 4月17日 160~188章 貸費生規則分布他
- 28日 189~210章 外国人教師、専門学校、その他諸学校の件
- 5月20日 211章 種痘規定
- 7月9日 212章 外国語学校での通弁習得の件
- 12日 213章 貸費生疾病時の薬餌料等の件

このうちの5月20日の追加内容（種痘規定）は、次のようである。

第二百十一章 「小学校ニ入ルノ男女ハ種痘或ハ天然痘ヲ為シタルモノニ非レハ之ヲ許サス」

このように小学校の入学に際して、伝染病予防の面からの規制が行われた訳であるが、何故、またどのようにしてこの項目が入れられたのか、という点については解明されていない。そこでここでは以下の3つの側面より解明を試みる。

(1) 当時の文部省における主要メンバーの影響

1871（明治4）年7月18日、文部省の設置に伴い、従来より教育制度の調査に従事していた江藤新平が大輔に着任した。彼は実際に役に立つ人材の採用を主張し、文部省中教授4名、小教授9名、大教授18名、出仕13名の合計44名を選びだした。その中には医学に精通する者として、次の5名が含まれていた。

文部省出仕兼中教授	岩佐 純
文部省出仕大典医	佐藤尚中
文部少丞兼中教授	長与兼繼 (専齋)
兼任文部少教授小典医	竹内正信
任文部大教授	長谷川泰

この中でも、特に佐藤は、当時の西洋医学界における中心的人物であり、わが国がドイツ医学を採用するに当り、非常に大きな役割を果たしていた⁶⁾。

また長与は、1873（明治6）年3月に医務局長に就任し、後の「医制」の制定を始め、伝染病対策においてはその手腕を発揮した人物である⁷⁾。ただし彼は、局長就任直前まで、医学教育に関する調査のため欧米を回っており、そのかたわらで衛生の制度の研究も行っていたといえ⁸⁾、帰朝2カ月後の布達という状況は、あまりに時間が少なく、直接関係するには時期的な困難性がある。

(2) 「学制」の原案作成者の判断

政府は1871年（明治4）年12月2日及び9日に、「学制取調掛」として12名を任命した。その中には、先の岩佐純と長谷川泰が入っていたが⁹⁾、両者とも大学東校の医学者であり、佐藤尚中の門下生でもある。

当時東校には、ドイツ陸軍々医ミュレルと同海軍々医ホフマンが居り^{註4)}、「学制」の原案作成過程において、医学に関する内容については、彼等

の意見が影響したと考えられる。例えば、「学制原案」¹⁰⁾の第110章から116章までの「大学医校附属病院規定」は、草案の翻訳調からして、ミュレルとホフマンによるものを、岩佐と長谷川がまとめあげたと考えられている¹¹⁾。

また当時、大木喬任文部卿は「……独リトホントコロモノハ凡百般ノ工芸技術及天文窮理医療法律経済等ノコトニシテ、欧米諸州ノ我ニ長スルモノ幾百倍ナルコトヲ以テ、今我カ務テ彼ニ取ラント欲ス……」¹²⁾と述べ、積極的に欧米の英知を取入れようとしている。その点については、後年政府よりだされた資料において「学制」の制定過程について言及する中で、「……文部省ノ長次官尤浅見浮薄ニシテ目前欧米各国技芸文物ノ盛大ニ眩迷シ、普人ホフマンノ建議丸呑ニ致シ、学校規則ヲ大一変シ都テ西洋規則ニ模倣シ云々……」¹³⁾（傍点原文）と述べ、その影響を認めている。しかしここに示される「ホフマンノ建議」は、学校体制の確立、教科の設定、初頭教育の普及と教師養成制度の整備に関してのものであり¹⁴⁾、それ以外の内容には触れていない。

(3) 痘痕の解消の必要性

痘瘡は必ずしも致命的な疾病ではないが、その跡がはっきりと残ることが特徴的である。それは痘痕とも呼ばれるが、俗にいう「アバタズラ」である。

ところで日本人には痘痕のある者が多いということが、国内はもとより外国から来る人々によって指摘され、これは正に伝染病対策の遅れであるということ、当時の諸学者達は自覚しており¹⁵⁾、一般的な関心事であったと考えられる。

以上のことから見て、この制度がドイツ医学の影響によるものである可能性が高いが、それを示す具体的な資料は、現在までのところ発掘されていない。一部にはフランスの制度の模倣であるとの指摘もあるが¹⁶⁾、その根拠は明確ではなく、適切な判断とは言い難い。尚この規定の後、師範学校の入学条件にも、同様の条項が入れられた^{註5)}。

3. 「種痘」に関する規定の評価

「学制」における「種痘」に関する規定は、1880年（明治13）年の教育令改正の中でも示された。それに加えて、伝染病罹感者の出校も禁止したが、それらは次の通りである。

第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タル

者ニ非サレハ入学スルコトヲ得ス
第四十五條 伝染病ニ罹ル者ハ学校ニ出入スル
コト得ス

しかし1890(明治23)年の小学校令においては、伝染病その他の問題のある児童の出校の禁止と、伝染病流行時における学校の閉鎖については定めているが、特に「種痘」を取上げてはいない¹⁷⁾。

これは1876(明治9)年の「天然痘豫防規則」により、わが国で最初の強制種痘制度が制定された訳であるが、その結果、その6~7年後には全ての入学児童について、種痘が実施されていることになる。そこで取立てて種痘の問題を定める必要が無くなったと考えられる。

以上のことからして、「学制」における「種痘」に関する規定は、学校における衛生管理に係る施策の中では先駆的なものではあるが、「種痘」の方法や制度自体が不振であったこと、さらに就学率が極めて低かったことなどの当時の時代的背景からして、実効の面からは必ずしも成功したとは考えられない。むしろ強制種痘制度にいたるまでの、時間つなぎ的な施策であり、公衆衛生対策の遅れを補うためのものとして評価できる。つまり、1874年に医制が制定され、その翌年には、それまで文部省で扱っていた衛生事務が内務省に移管され、1883年には大日本私立衛生会が創設されるなど、公衆衛生に対する関心の高まりと共に、施策も徐々に整備されてきたために、その中へと吸収されていった。

III 学校環境衛生の位置付け

1872年(明治5)年5月、大学南校の九鬼隆一は、専門学校の建設に関して文部省に建議を行ったが、その中で、校地の選択上の要点を次のように示している¹⁷⁾。

「……土地ヲ撰フノ道多シト雖モ其要五利アリ
高燥也閑静也清泉也遠望也酸素ノ氣ヲ通スヘキ
也斯五利一ヲ闕トモ其人或身體健剛ナラス或ハ
心思精爽ニラサルノ患ヲ受ケン……」 また
1873(明治6)年には「学区巡視事務章程」が制定され、巡視官員の職務のひとつとして、健康面からの配慮にかかわって、次のような項目をあげている。

「公私立学校設置ノ地位卑湿狹隘空氣ノ流散暢
ヲ妨ケ其健康ニ害アル者ノ如キハ他ニ転移スル
便宜ヲ得セシムルノ方法ヲ示議セシ」

更に翌年6月には「督学局処務規定」が定められたが、その中の「学監事務取扱規則」において、教師、生徒あるいは学校全般について監視する必要性を示し、「学校管理ノ方法」の改善を重視している¹⁸⁾。

このような学校管理の方法はフランスの学制を参考にしたと考えられているが¹⁸⁾、ここに始まる学校施設の衛生的側面への配慮あるいは管理策は、1891(明治24)年の「小学校設備準則」によって一応整備されることになる。

ところでそこに至る経路に注目してみると、大きく分けて2つの流れに分けられる。そのひとつは全国各地における学校の建築規準の設定であり、もうひとつは、学校教育における「学校管理」あるいは「学校管理法」の重視である。

1. 各地における学校建築規準の制定

1875(明治8)年、長崎県において「学校建築心得」が定められたのを始めとして、その後全国各地で同様な規定が制定された¹⁸⁾。

それらの中には衛生面への配慮が見られるが、概して、校地、校舎、教場、便所等についての漠然とした基準である。そのため、このような観点自体は評価されるが、実際面では必ずしも効力を発揮したとは考えられない。

ところで明治初期においては、学校の大半が従来の私塾や寺子屋等をそのまま使用していたり、多少の改善を加えた程度のものであった。例えば、1875(明治8)年には、全国の20,692小学校のうち、約40%の8,257校が寺院、約33%の6,794校が民家を使用したものであった¹⁹⁾。ところがその後、寺院の使用が減少し、寺子屋も続々と廃止され、学校の新築が急速に進められるようになってきた。そこで何らかの規準が必要になってきたといえる。

これらの各地の動きと並行して、文部省においても若干の動きが見られる。

それを示すものとしては、1878(明治11)年の学監ダビット・モルレーによる「東京府下公学巡視申報」がある。その中で彼は、東京における学校建築がかなり改善されてきていることを指摘すると同時に、校地の選定、校舎や教具、遊戯場の在り方等について示している²⁰⁾。

もう一件は、1882(明治15)年の、文部省大輔九鬼隆一による「文部省示諭」²¹⁾があげられる。これは学校の設置や廃止、学区区画、校数、小学校の規模、小学校の建築等についてのものであるが、

建築に際しての衛生的配慮にも触れている。例えば校地の選択条件として、かつての「五利」とは多少異なるが、通風、太陽光線、清潔、安全、静閑、高燥などをあげている。また校舎については、通風や採光の重要性を述べ、その他にも、便所、遊戯場、卓子、椅子等についても言及している。

以上のように、明治10年代には、各地においても、また政府においても、学校の建築に際しての規準設定の必要性は、年々高まりつつあった。

2. 学校教育における「学校管理法」

1880(明治13)年の教育令改正に伴い、教員養成教育の内容の全国的統一基準が設けられた。すなわちそれは、1881(明治14)年の「師範学校教則大綱」により具体的に示されたが、その教育課程の中に、「学校管理法」が示された。

また、この頃各府県で実施されていた「教員資格検定試験」の試験科目の中に、「学校管理法」が入れられるようになってきた²²⁾。

この「学校管理法」は、主に諸外国の学校教育書のなかで扱われていたが、当時その邦訳が行われ始めた。たとえば、1881(明治14)年、西村貞はイギリスの師範学校教科書を訳し、「小学校教育新編」²³⁾として出版した。そしてその中の「学校管理法」の項では、衛生面の配慮に触れ、学校の位置、通風、採光、温度調節、学習時間、学習姿勢等について述べている。またその翌年、伊沢修二がソビエトの教育学者カレーの論の訳をもとにして、「学校管理法」²⁴⁾を出版し、2年後には、生駒恭人も同じく訳書を出版した²⁵⁾。更にその頃、イギリスの学校管理関係の書物の訳本も出版されている²⁶⁾²⁷⁾。これらの書物では、学校建築に関する衛生的配慮の必要性について述べられている。

以上のような「学校管理法」が、先の師範学校の教育課程や教員資格試験の中で要求されていたと考えられる。そのことに対応して1886(明治19)年の師範学校令では、従来各府県が定めていた教科書については、「文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」と規定し、具体的書名を訓令によって「師範学校ニ於テ採用スヘキ図書ノ書目」として示した。その中には、イギリスのジョセフ・ランドン原著、外山正一訳補の「学校管理法」²⁶⁾があげられている²⁸⁾。

更に1890(明治23)年には、文部省検定済の尋常師範学校教科用書として、能勢榮著「学校管理術」が出版されることになる。その中では、学校

建築や教授用具に対する衛生的配慮の必要性を述べているが、その項目は以下に示す通りである。

学校の建築—学校の位置、校舎の敷地、校舎の部分・全形、建物の種類、窓、階段、教場、講堂、教員室、事務室、生徒扣所、器械・標本室、遊園、便所、採光、通風、温煖法、単級小学校建築法

教授用具—教場用具(黒板、机、腰掛、教場臺)

この図書は、「……原書及譯書ノ教科書ヲ貴重スルノ日ハ既ニ過キ去リテ今日ハ完全ナル著書ノ邦人ノ手ニ成ル者アルヲ待ツノ時ナリ」²⁹⁾との判断に基づいて書かれたものであるが、従来のものに比較して、数段實際的・実戦的なものになっている。

IV まとめ

本稿では、明治初期から扱われていた学校の衛生管理に関する事項として、学校制度における「種痘」の位置付け、並びに、学校環境衛生の位置付けの検討を行ってきたが、その結果をまとめると以下の通りである。

1. 1873(明治6)年に「学制」に未種痘者の入学制限の規定項目を追加したのは、当時のドイツ医学、あるいはドイツ医学者の影響によるものと解釈が最も適切である。
2. 当時の学校教育制度における「種痘」に関する規定は、全国的な公衆衛生対策の遅れを、一時的に補う役目を果たしていた。
3. 学校環境に対する衛生的配慮は、明治の初期から行われていたが、そのひとつは、各地において制定された学校建築規準の中に現われている。またもうひとつは、師範学校の教育課程の中の「学校管理法」において、教育的立場から具体的に示されている。

以上のように、明治の前半期には学校衛生に係わる諸施策の消長があったが、その中で、学校の環境衛生管理への関心が徐々に高まり、三島の活躍する明治20～30年代以降、学校衛生の中心的課題になる兆しが伺われる。

注

- 注1) 1883(明治16)年の松山誠二著「学校衛生論」が、日本人の著作としては最も古いものである。

またその頃から、「大日本教育会雑誌」にも「学校衛生」という用語が出現するようになる。例えば、辻新次の「学校衛生法」(10号, 1884年), 木寺安敦の「学校衛生論」(25号, 1885年)などである。

更に, 1883年設立の大日本私立衛生会では, 専門領域の一つとして, 「学校衛生科」を設けている。

注2) 中でも体育史領域に多く, 主なものは以下のとおりである。

- 森本 稔 「明治期の学校衛生—文献と法制を中心として—」
天理大学報自然・体育篇IV p.p.34-41 1966
- 能勢修一 「近代学校保健の成立」
鳥取大学教育学部研究報告 教育科学 Vol.12 No.12 p.p.101-117 1971
- 川島虎雄 「学校体育の史的研究(その12)」
愛知教育大学研究報告26(教育科学) p.p.149-163 1977
- 川島虎雄 「学校体育の史的研究(その13)」
愛知教育大学研究報告27(教育科学) p.p.119-133 1978
- 森本 稔 「明治期の学校衛生—学校衛生関係諸制度の設置とその経過について—」
天理大学学報第139輯 p.p.11-25 1983

眞行寺朗生「近代日本体育史」日本體育學會 1928
木下秀明「日本体育史研究序説」不昧堂出版 1971

注3) 「天然痘豫防規則」では, 以下の4点を定めて強制している。

- 1) 生後1年以内に1回及びその後5ないし7年の間隔で2回種痘を受けるべき義務
- 2) 送籍の際の種痘済証提示の義務
- 3) 臨時種痘
- 4) 罰則

注4) ミュレルとホフマンが東校で担当していた科目は, 次のようであった。

ミュレル—外科総論, 外科学, 外科各論, 外科臨床講義, 繃帯学, 切断論, 死體手術法, 骨傷論, 脱臼論, 眼病論, 眼科臨床講義, 産科学, 婦人病学, 五官生理学

ホフマン—病理総論, 病理各論及療法, 呼吸病理並治術, 診断法, 察病実験, 薬物学

注5) 「官立小学師範学校生徒入学心得」(1875年3月24日, 布達5號)

第五條 體質壯健ニシテ種痘或ハ天然痘ナセシ者ニ非レハ入学ヲ許サス故ニ醫師ヲシテ検査セシム

「官立女子師範学校入学心得」(1875年8月13日,

布達11號)

第五條 體質健康ニシテ種痘或ハ天然痘為セシ者ニ非レハ入学ヲ許サス

「中学師範学科生徒入学心得」(1875年12月28日, 布達13號)

第五條 生徒ハ體質健康ニシテ種痘或天然痘セシ者ニ非レハ入学ヲ許サス

注6) 「小学校令」(1890年10月7日, 勅令215號)

第十四條 小学校ノ休業ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超エサルモノトス但徒弟学校實業補習学校補習科等ニ就キテハ此限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府県知事ニ於テ文部大臣ノ許ヲ受ケテ前項ニ依ラサルコトヲ得

傳染病ノ流行其他非常災災アルトキハ市内ニ在ル小学校ニ就キテハ府縣知事町村内に在ル学校ニ就キテハ郡長ニ於イテ一時之ヲ閉サシムヘシ其急迫ナル場合ニ於テハ市長村長ニ於テモ亦之ヲ閉ツルコトヲ得

第二十三條 傳染病若クハ厭悪スヘキ疾病ニ置ル児童又ハ一家中ニ傳染病者アル児童又ハ不良ノ行為アル児童又ハ課業ニ堪エサル児童等ハ小学校ニ出席スルコトヲ許サス

注7) 「学監事務取扱規則」(1874年6月7日)

第二條 学監ハ文部省直轄ノ各学校ヲ巡察シ教員ノ学力品行生徒学力ノ進否ヲ検査シ学校管理ノ方法及ヒ教授ノ学科等ニ付其意見ヲ陳ヘ或ハ巡察シタル学校ノ景況ヲ当者ヘ申報シ其将来盛旺ニ進ムヘキ方策ヲ建議スヘシ(以下省略)

注8) 「長崎県学校建築心得」(1877年9月)

(校地—高燥, 空氣の流通, 樹木の必要 校舍—清潔, 静閑)

「兵庫県公立小学校建築法」(1877年2月19日)

(校地—高燥, 空氣の流通, 樹木の必要 教場—通風, 採光, 暖房 便所—位置, 臭氣対策)

「山梨県学校建築法ノ概略」(1877年5月2日)

(校地—高燥, 空氣の流通, 樹木の必要 校舍—南向 教場—通風, 採光 便所—清潔)

「愛媛県小学校建築心得」(1882年5月)

(校地—高燥, 空氣の流通, 樹木の必要 校舍—採光, 通風, 温度対策, 屋根, 壁 便所—位置, 臭氣対策, 清潔)

「山口県小学校建築心得」(1882年3月)

(校地—高燥, 空氣の流通 校舍—南向, 湿氣対策 便所—位置)

「宮城県小学校建築心得」(1883年7月25日)

(校地—高燥, 空気の流通 校舎—採光, 通風, 温度対策 教場—通風 便所—位置, 臭気対策, 清潔)

各規準のうち, 関連のある項目は, 上記のとおりであるが, 詳しくは以下の文献を参照のこと。

菅野 誠 「日本学校建築史」 文教ニュース社 1973

菅野 誠・佐藤 譲 「日本の学校建築」 文教ニュース社 1983

その他, 各府県の教育史関係書

25) 生駒恭人: 学校管理法, 金港堂, 1884

26) 外山正一: 学校管理法, 丸善商社, 1885

27) 清野 勉: 学校管理法, 丸善商社, 1886

28) 中島太郎: 教員養成の研究, 第一法規出版, p.133, 1961

29) 能勢 榮: 学校管理術, 金港堂, p.4, 1890

参 考 文 献

- 1) 森本 稔: 明治期の学校衛生, 天理大学学报第139輯 p.12, 1983
- 2) 大西永次郎: 近代学校衛生の動向(上), 帝国学校衛生, Vol.15, p.p.1-2, 1930
- 3) 日本公衆衛生協会: 公衆衛生の発達, p.165, 1967
- 4) 同上, p.p.176-179
- 5) 杉浦守邦: 三島通良(4), 学校保健研究, Vol.11, No.3, p.p.143-148, 1969
- 6) 神谷昭典: 日本近代医学のあけぼの, 医療図書出版, p.p.9-69, 1979
- 7) 小川鼎三・酒井シツ: 松本順自伝・長与専斎自伝, 東洋文庫386, p.p.136-157, 1980
- 8) 同上, p.p.207-208
- 9) 尾形裕康: 学制実施経緯の研究, 校倉書房, p.p.41-43, 1963
- 10) 井上久雄: 学制論考, 風間書房, p.p.467-487, 1963
- 11) 同上, p.p.151-152
- 12) 大木喬任文書, 学制改正の文部卿訓示控, 井上久雄: 近代日本教育法の成立, 風間書房, p.19所収, 1969
- 13) 宮内省: 学制沿革考, 1983, 井上久雄: 前掲10), p.131所収
- 14) 井上久雄: 前掲10), p.p.347-371
- 15) 日本公衆衛生協会: 前掲3), p.p.176-177
- 16) 文部省: 学校保健百年史, 第一法規出版, p.45, 1973
- 17) 東京帝国大学: 東京帝国大学五十年史 上冊, p.249, 1932
- 18) 井上久雄: 前掲10), p.p.141-145
- 19) 文部省: 学制七十年史, p.p.99-100, 1942
- 20) 文部省: 文部省六年報, p.p.7-38, 1878
- 21) 文部省: 文部省示論, 1882年12月5日, 菅野 誠・佐藤 譲: 日本の学校建築, 文教ニュース社, p.p.63-73所収, 1983
- 22) 牧 昌見: 日本員資資格制度史研究, 風間書房, p.p.81-96, 1971
- 23) 西村 貞: 小学校教育新篇, 金港堂, 1881
- 24) 伊沢修二: 学校管理法, 白梅書店, 1882